業 務 委 託 契 約 書（案）

委託業務の名称　　令和９～１１年度かみす地域クラブ運営事務局業務

委 託 場 所

委 託 期 間　　（自）令 和　 9年　4月　 1日

日間

（至）令 和　１２年　3月　３１日

業 務 委 託 料

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額

頭書業務の委託について、委託者「 神 栖 市 」を甲とし、受託者「　　」を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）
第１条　乙は、別冊「仕様書」及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務を処理するものとする。
（権利義務の譲渡等）
第２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
（再委託の禁止）
第３条　乙は､委託業務の処理を自ら行うものとし､他の者にその処理を再委託することができない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
（調査等）
第４条　甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理状況に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。
（作業用器材の負担区分）
第５条　委託業務の実施に要する機械、器具及び材料は、すべて乙の負担とする。
（臨機の措置）
第６条　甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置をとることを求めることができる。
２　乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。
（期間の延長）
第７条　乙は、その責に帰することができない事由により、委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その理由を付して委託期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

（損害賠償）
第８条　乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。
（履行遅滞の場合における遅滞金）
第９条　甲は、乙の責に帰する事由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間後に完了する見込みがあると認めたときは、委託期間を延長することができる。
２　前項の場合において、乙は、業務委託料に対して、延長日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という）の割合を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。
３　甲の責に帰する事由により第１１条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は、甲に対して支払遅延防止法の率の割合で遅延利息の支払を請求することができる。
（完了の検査）
第１０条　乙は、四半期ごとに、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
２　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から１０日以内に給付の完了の確認のため検査を行わなければならない。
３　乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
４　第１項及び第２項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。
（委託料の概算払）
第１１条　乙は、業務委託を円滑に行うため、業務委託契約締結後、甲に対し業務委託料の全部又は一部について、支払を請求することができる。
２　甲は、前項の請求を受理したときは、その日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。
（概算払の精算）
第１２条　乙は、事業が終了したときは、３０日以内に精算報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
２　精算の結果、その金額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度とし、残額が生じたときは、それを返還するものとする。
３　甲及び乙は、精算に関して協議し、必要に応じて会計書類等の提出を求めることができる。
（解除等）
第１３条　甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
(1) 乙がこの契約に違反したとき。
(2) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約金額の１０分の１を違約金として甲に支払うものとする。
３　第１項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。
４　甲が契約を解除した場合で、乙がすでに受益者負担金を徴収している場合、乙は甲の指示に従い、未実施分の会費を参加者に返還する義務を負う。
（暴力団の排除）
第１４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第

６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 再委託その他の契約にあたり、その相手方が第１号から第５号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を再委託その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

３　前項の規定による違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

４　甲が第１項の規定により本契約を解除した場合、甲は乙に生じた損害を賠償する責任は負わない。

（秘密の保持）

第１５条　乙は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約の費用）

第１６条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第１７条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第１８条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　茨城県神栖市溝口４９９１番地５

神 栖 市 長

乙

㊞